

要 望 書

(令和7年度県予算並びに施策に関する要望)

広島県市長会

広島県町村会

要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、子ども・子育て支援を始め、地域医療体制や地域公共交通の維持・確保、あるいは、農業・漁業の持続的な発展に向けた取組など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な課題が多く存在しています。

こうした課題を克服し、誰もが夢と希望を持って暮らせる持続可能な地域社会を実現していくためには、国・県・市町が、それぞれの役割をしっかりと果たすとともに、より一層の連携・協力の下、知恵を出し合って、一步ずつ前に進んでいくことが重要であります。

つきましては、令和 7 年度予算編成並びに今後の施策展開に当たっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

令和 6 年 10 月 18 日

広島県市長会

会長 松 井 一 實

広島県町村会

会長 吉 田 隆 行

目 次

重点要望事項 1

一般要望事項（広島県市長会） 3

一般要望事項（広島県町村会） 13

重点要望事項

1 子ども・子育て支援について

保育サービスを支える保育士の確保に向けて、保育人材バンクや就職説明会等を継続するとともに、更なる保育士の処遇改善や地域限定保育士制度の導入を図るなど、取組を強化すること。

また、国に対し、保育施設の計画的な整備に必要な財源を確実に措置するとともに、保育士配置基準の改善やこども誰でも通園制度の円滑な実施に必要な措置を講じるよう、また、子ども医療費助成、幼児教育・保育の無償化、学校給食費の無償化について、国の責任において早急に地域間格差が生じない全国一律の制度とするよう、強く働きかけること。

2 教員が子どもと向き合う時間を確保するための人員配置等について

公立小・中学校の教員等の働き方改革を推進しつつ、教員が子どもに向き合う時間を確保するため、県教育委員会が定めた定数に見合う正規採用教職員を確実に配置するとともに、部活動指導員並びにスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等の更なる配置に必要な措置を講じること。また、校務支援システムの共同調達・共同利用の実現に向けて、積極的に取り組むこと。

3 地域医療体制の維持・確保について

(1) 医師・看護師等の確保

産科・小児科等を担う医師や看護師等の不足、地域間・診療科間の医師偏在の実態などを踏まえ、医師・看護師等の絶対数の確保に向けて、一層積極的に取り組むこと。また、高度医療・人材育成拠点（新病院）の役割として掲げられている中山間地域等の医療機関に対する医療人材の派遣・循環体制の構築に向けて着実に取り組むこと。

(2) オンライン診療等の普及促進

山間地や離島等における医療の質・提供体制の向上等を図るため、オンラインによる診療・診療支援の普及促進に向けて、より一層積極的に取り組むこと。

4 障害者福祉施策の推進について

(1) 発達障害者支援体制の強化

発達障害の早期発見・早期支援を図るため、発達障害者支援センターの増設や専門医・医療機関の確保など、県内全域において、専門的な相談支援体制を整備できるよう、国への働きかけも含め、取組を強化すること。

(2) 障害者総合支援法の円滑な実施

国に対し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実施について、地方公共

団体に超過負担が生じないように必要な財源を確保するとともに、地域生活支援事業の移動支援事業を個別給付化するよう、強く働きかけること。

5 防災・減災対策の推進について

気候変動による豪雨の頻発・激甚化を踏まえ、流域治水を推進し、治水・土砂災害対策や農業用ため池の防災・減災対策、国土強靱化に資するDX、防災情報を適切な避難行動に結びつけるためのソフト対策等を更に加速すること。

6 生活交通の維持・確保について

生活バスや生活航路など地域住民の生活に不可欠な移動手段を将来にわたり維持し、確保していくため、自動運転など新しい交通サービスの導入に向けた技術的・財政的な支援や、市町等運行路線再編促進費補助金及び生活航路維持確保対策事業補助金など、地域の実情に応じた制度の創設・拡充を図ること。

7 農業・漁業の持続的発展に向けた取組について

世界的な気候変動等により食料安全保障の確保が注目される一方、国内の農業・漁業は従事者の高齢化や担い手の不足、所得の減少など様々な課題を抱えている。農業・漁業の衰退は、地域経済への影響はもとより、人口が急減する過疎・中山間地域の集落・コミュニティ維持にも大きな影響を及ぼすことから、農業・漁業の持続的な発展に向けて、県・市町が連携して、産業政策と地域政策の両面から、施策の充実・強化に取り組むこと。

(1) 農業関係

中山間地域等の維持・活性化にあたっては、中心となる農業が生業として成り立つよう、適正な価格形成の仕組みの創設や物価高騰に伴う経営安定対策を強化するとともに、引き続き、担い手の確保・育成、販路の拡大や地元製品の域内循環の向上、生産基盤の強化のための農地の集積・集約化を始め、スマート農業の普及促進、日本型直接支払制度、鳥獣被害防止対策など、その施策の充実について、国への働きかけも含め、市町とともに取組を強化すること。

(2) 漁業関係

漁業においても、気候変動に伴う海水温上昇や栄養塩不足、食害による漁獲量の減少など、厳しい環境にあることから、経営安定対策の強化のほか、栽培漁業センターの機能強化（稚魚の大型化等）や栄養塩対策の着実な実施、アイゴやミズクラゲ、カワウ等の抜本的対策の開発など、地魚の安定的な供給体制の構築を加速するとともに、新規漁業就業者研修の実施体制の充実強化を図るなど、取組を強化すること。

一般要望事項（広島県市長会）

1	防災・減災対策等の推進について	3
2	保健福祉行政の充実強化について	5
3	教育行政の充実強化について	8
4	生活環境・都市基盤の整備促進等について	10
5	地域経済・産業の振興等について	12

1 防災・減災対策等の推進について

防災・減災対策等の一層の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 これまでの災害を教訓とし、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据え、流域全体・総力戦で挑む流域治水対策・土砂災害対策を更に加速すること。

また、施設が本来有する機能を発揮させるため、持続可能なインフラメンテナンスサイクルの確立を推進するとともに、防災情報を適切な避難行動に結びつけるためのソフト対策、分かりやすい災害情報の発信など国土強靱化に資するDXを一層推進すること。

2 大雨による河川の氾濫や浸水等から住民の生命と財産を守るため、河川の改修や堆積土砂撤去、内水対策など、河川事業の推進を図ること。

3 砂防堰堤の一層の整備推進及び既存砂防堰堤内の堆積土砂等の撤去を含む適切な保全を行うこと。

また、急傾斜地崩壊防止施設の一層の整備推進並びに市が担う急傾斜地崩壊防止施設整備及び県施設の維持管理について、不足なく財政措置すること。

4 山地災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山事業及び既存施設の適切な維持管理並びに市施工の小規模崩壊地復旧事業について、継

続して十分な予算を確保して、その推進等を図ること。

- 5 農業用ため池による人的な被害を未然に防止するため、広島県が策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、引き続き、県・市が一体となって防災・減災対策に取り組むこと。

特に、今後防災工事等が予定されている防災重点農業用ため池については、早期完了に向けて、取組を一層推進すること。

また、団体営事業として実施する防災工事等について、十分な財源を確保すること。

- 6 国は消防の広域化及び連携・協力の推進のため、「連携・協力実施計画」に基づく市町村等の取組に対する都道府県の補助金、交付金等について、特別交付税措置を講じている。

県内の消防本部の連携・協力を一層推進するため、各消防本部の調整に努めるとともに、連携・協力の検討に係る必要経費の助成などの財政支援制度を創設すること。

2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図ること。

また、全国展開の議論が進められている地域限定保育士制度について、広島県においても導入を検討すること。

- 2 乳幼児医療費公費負担事業について、補助率2分の1を維持した上で、対象年齢を拡大すること。

また、国に対し、乳幼児等医療費助成制度の創設と各自治体が負担している乳幼児等への医療費助成に対し財政的支援措置を講じるよう国に働きかけること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になっていることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

- 4 安心・安全な地域医療体制を確立するため、産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域を支え

る医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、「高度医療・人材育成拠点」の役割として掲げられている中山間地域等の医療機関に対する医療人材の派遣・循環体制の構築に向けて着実に取り組むこと。

5 令和12年度から令和17年度までの間で予定されている保険料水準の完全統一に向けて、保険料の急激な上昇による被保険者の負担を抑制するため、各市町の実情を踏まえながら十分な調整を行うとともに、必要に応じて県においても財源を拠出すること。

6 国民健康保険制度における保険料（税）について、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減措置について、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、対象を拡大するよう、国に働きかけること。

7 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、重度心身障害者医療費助成と同様に、精神障害者医療費助成の対象医療に入院医療を加えること。

また、重度心身障害者医療費助成制度対象者（療育手帳⑧所持者を除く）並びに精神障害者医療費助成制度の対象者のうち、65歳から74歳の者については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律1割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

8 発達障害は、できる限り早期に発見し適切な支援につなげることが重要であることから、県内全域において、発達障害者支援セ

ンターを増設し、専門的な相談支援体制の強化を図ること。

3 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、広島県教育委員会が定めた教職員定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっている。

しかし、実際には定数分の県費負担教職員が配置されないため、市教育委員会において、その欠員を臨時的任用職員で補充している状況がある中、人材確保に苦慮しており、また、結果として、学校運営に支障を来たすケースも生じている。

児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が不安を持つことがないように、臨時的任用職員による欠員補充の解消に向けて、県教育委員会が定めた定数分の正規採用教職員の確実な配置を進めること。

2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

3 人口減少が進む中山間地域の中学校生徒の高等学校教育を受ける機会が妨げられることがないように、高等学校の活性化・生徒確保に向けて、市町等との連携を深め、地域における取組への支援や魅力ある学校づくりなど、より一層の推進を図ること。

4 校務支援システムの都道府県域での統一化は、調達コストの削

減、帳票類の統一、人事異動時の負担軽減など、校務の更なる効率化に直結することが期待されることから、次世代の校務DXの推進のため、県主導により、校務支援システムの共同調達・共同利用の実現に取り組むこと。

5 少子化により学校統合を進めるにあたり、通学区域の拡大に伴う安全・安心な交通手段の確保や通学費の負担を継続して行うためには、市町村の財政負担が増大することから、小中学校教育環境充実支援事業補助金の距離要件や補助対象期間を撤廃するなど、支援措置を充実すること。

6 小中学校の教員等の働き方改革を推進しつつ、教員が子どもに向き合う時間を確保するため、全ての学校に部活動指導員を配置するとともに、支援を必要とする学校にスクールソーシャルワーカーを確実に配置すること。

また、ICT支援員の継続的な配置及び育成を行うこと並びに外国につながる児童生徒に対するきめ細かな支援を行えるよう日本語指導に係る非常勤講師の更なる配置を行うこと。

4 生活環境・都市基盤の整備促進等について

安全・安心な生活環境づくりや都市基盤の整備促進等を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、企業における二酸化炭素排出量抑制のための革新的技術の開発が後押しされるよう、財政的支援の拡充など取組を強化すること。
- 2 太陽光発電事業については、環境影響評価法や広島県環境影響評価に関する条例の対象にならない規模の発電設備の増加に伴い、土砂流出の発生や景観・生活環境への影響等が各地で顕在化してきている。
また、現在、自治体では把握が難しいFIT・FIP売電によらない事業者が今後増加することにより、地域住民からの苦情や相談等への対応に苦慮することも予想される。
このため、県において、太陽光発電設備の安全な導入を図るため、事業者への設置許可や届出及び事業者への指導・監督に係る手続き等を定めた条例を制定すること。
- 3 交通安全の推進や交通事故の未然防止のために必要な信号機を設置すること。また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。
- 4 地域住民の移動手段として不可欠な生活交通（船舶航路・バス路線等）を将来にわたり維持し、確保していくため、新しい交通

サービスの導入に向けた技術的・財政的な支援や、市町等運行路線再編促進費補助金及び生活航路維持確保対策事業補助金の補助単価の引上げや補助対象路線・航路の拡充、航路の補助金算定方法の見直しなど、地域の実情に応じた制度の創設・拡充を図ること

5 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和 36 年条例第 12 号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第 27 条第 2 項の趣旨及び行政実例(昭和 31 年 10 月 22 日自庁行発第 106 号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いた上で、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

6 港湾施設について、利用者の安全性・利便性の向上を図り、港を中心としたまちづくり・地域振興をめざすため、計画的な整備を推進すること。

また、海岸保全施設について、気候変動に伴う高波や高潮、巨大において想定される津波などから、住民の生命・暮らしを守るため、計画的な整備及び維持補修を推進すること。

7 幹線道路から生活に密着した道路並びに安全安心な歩行空間を確保するための歩道及び自転車歩行者道の整備・維持管理に必要な予算を確保すること。

また、近年相次ぐ甚大な自然災害を踏まえ、国に対し、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、5 か年加速化対策後も継続的に取り組むよう強く働きかけること。

5 地域経済・産業の振興等について

地域経済・産業の振興等を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 電気・ガス料金や物価の高騰、新型コロナ対応融資の返済本格化等の影響により、経営が圧迫されている中小企業者等を支える必要があることから、電気代等の高騰に対する激変緩和や資金繰り支援など、今後も地域の実情に応じて、各種支援策の継続・強化を図ること。
- 2 イノシシ等による農作物等被害を防止するため、野生鳥獣の生態や被害防除の専門知識を有した人材を確保し、地域ぐるみの対策を支援するとともに、ICTを活用した取組の支援拡充を国に働きかけるなど、鳥獣被害対策の支援を強化すること。

一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 13
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 15
- 3 生活環境の整備促進について…………… 21
- 4 教育行政の充実強化について…………… 24
- 5 道路等の整備促進について…………… 25
- 6 防災・減災対策の推進について…………… 27
- 7 地域産業等の振興について…………… 30
- 8 観光振興施策の推進について…………… 35

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

1 国が9分の5、地方が9分の4を負担することとされている国政選挙における備品等購入経費について、現状は市町が地方負担分の全額を負担している。

県は、国に照会を行うなど県と市町それぞれの負担割合を明らかにした上で、県の負担及び支出の根拠となる規定を整備し、相応の負担を行うこと。

2 県の事務・権限移譲については、地域の実情を考慮したうえで、次のとおり必要な措置を講じること。

(1) 県から市町への事務・権限移譲については、職員数の減少、専門人材・専門知識の不足等により、事務負担の大きい事務や専門性が高く発生件数が少ない事務等の対応に苦慮している。

については、市町の行政事務の適正化に向け、移譲事務の見直しについて着実に実施すること。

また、移譲事務の見直しにあたっては、市町との緊密な協議を通じて情報等を共有し、双方の同意の下で進めること。

(2) 一般県道及び主要地方道の安全・安心な道路環境を維持するため、県の移譲事務交付金については、地域の実情を考慮したうえで適正な額を交付すること。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕を推進するため、同施設の維持修繕事業に係る移譲事務交付金について修繕に支障を来さないよう、適正な額を交付すること。

3 本県のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するため、次のとおり積極的な措置を講じること。

(1) 情報システムの標準化・共同化など自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、次の事項に取り組むこと。

① システム更改やクラウドへのデータ移行経費等、関連する経費については、デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額を上回る場合も国の責任において確実に措置されるよう国に求めること。

② また、ベンダーの確保が困難などの理由により移行完了時期が国の定める令和7年度末を超える場合でも補助金等支援措置の対象となるよう国に求めること。

③ 情報システムの標準化への円滑な移行に向けて、引き続き、説明会や協議の場を設けるなど必要な支援を行うこと。

④ 県におかれては、町において必要となる情報システム人材の確保・育成及び情報システムの共同調達について、引き続きリーダーシップを発揮して支援に取り組むこと。

(2) DXを推進する意義が広く浸透し、県民の理解が得られるようにするため、県においては、住民の目線に合わせた広報・啓発活動に継続的に取り組むこと。

4 原爆死没者慰霊式典等助成事業に係る助成金については、広島県原爆死没者慰霊式典等助成事業実施要綱に定められている基本の額（助成率4分の3）どおり助成されるよう予算を十分に確保すること。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。
 - (1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。
 - (2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。
 - (3) 子どもの予防接種事業を拡充し感染症予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。
 - (4) 各市町で実施する1か月児及び5歳児健康診査については、市町や医療機関の事務負担の軽減を図るため、産婦健康診査と同様に、県の主導により単価や様式等を含む業務内容を県内で統一すること。
 - (5) 産後ケア事業については、産科医療機関の減少などにより、支援が必要な全ての方が利用できない状況にあることから、県としても事業実施が円滑に行われるよう、産科医療機関等の受入環境の整備に積極的に取り組むこと。

また、市町や医療機関の事務負担の軽減を図るため、県の主

導により単価や様式等を含む業務内容を県内で統一すること。

- (6) 保育施設（保育所・認定こども園）の利用により保護者が負担する保育料や副食費等について市町が独自に負担軽減策を実施しているが、財政力により市町間で格差が生じることのないよう、国又は県において市町の取組に対して財政支援措置を講じること。

2 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 離島地域における天候不良時など緊急搬送が困難な場合の遠隔診療体制の構築に向けて、島外の公立病院への医師の配置や、島内の診療所への最新機材の整備に対する支援を行うこと。

さらに、5G等ICTによる医療サポート体制の構築に向けた支援を行うこと。

- (2) 中山間地域の中小病院専門外来における専門医・看護師等の確保や、拠点病院と地域中小病院を繋ぐ遠隔診療体制の構築に取り組むこと。また、中山間地域における医療体制を維持できるよう、中小病院への財政支援を行うこと。

- (3) 広島県医師育成奨学金制度については、義務年限期間中の医師が出産・育児などを理由に休業する場合の身分保障のあり方など、医師が安心して休業を取得し、自身のライフイベントに備えることができる体制整備を早急に進めること。

また、体制の整備にあたっては、休業期間中に義務年限期間が満了する医師の身分の取扱いについて、直前に勤務していた医療機関に財政負担が生じることのないよう、十分に配慮すること。

3 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師に加え、放射線技師、薬剤師、医療事務員など医療に関わるあらゆる人材の確保等について、財政

支援等の積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

また、医療人材の確保策については、人材派遣による人的資源の配分を行う体制を構築すること。

4 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的に講じること。

(1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、保険料やサービスの供給に地域間格差が生じることのないよう、介護保険財政の広域運営の推進など介護保険制度の見直しを行うよう国に働きかけること。

(2) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措置を講じるなど、引き続き国に対して働きかけること。

(3) 介護支援専門員の人材不足を解消するため、資格の更新に要する研修等の負担減を国に働きかけるとともに、県においては個々に合った研修内容と受講環境への配慮を行うこと。

(4) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室に係る居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

(5) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。

5 障害者及び障害児が地域で安心して生活できる環境を整備するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 発達障害の早期発見・支援のため、専門医療機関及び専門医、相談員の確保・充足を講じること。

併せて、個々のライフステージに応じた療育環境支援に対応できる人材確保に対する財源措置を講じること。

- (2) 障害者が安心して暮らすことができる地域社会実現のため、地域生活支援事業の国庫補助については十分な予算を確保し、補助金交付要綱どおりの補助率（100分の50）で交付するよう国に対し強く働きかけること。
- (3) 障害の重度化や親の死別により自宅での生活が困難となった障害者が、引き続き生まれ育った町で暮らし続けられるよう、町内の特別養護老人ホームの空室を活用し、障害者入所施設として利用が可能となる制度の見直しを国に働きかけること。
- 6 国民健康保険の都道府県単位化を円滑に継続するための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、恒常的な財政支援措置を国に強く働きかけること。
- 県においては、保険料水準の完全統一の実現のために必要な各市町間の収納率の格差解消などにつながる徴収体制の強化に向けた支援を積極的に行うこと。
- また、被保険者の保険料負担軽減については、低所得者層に対する保険料の軽減措置を拡充するとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置についても、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、対象範囲を拡大するよう国に働きかけること。
- 7 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。
- 8 超高齢化が加速する中、認知症対策は地域住民の生活の質の向上に資する大変重要な施策である。
- 県においては、認知症対策について市町をはじめ産学官等による全県的な連携を図りながら調査・研究を行うとともに、得られた成果を市町にフィードバックすることで効果的な対策が講じら

れるよう取組を推進すること。

- 9 特別児童扶養手当事務をはじめとした県の委託事務については、これまで県が整備した「広島県民生行政情報データベースシステム（民生オンラインシステム）」を利用して事務を処理してきたが、このシステムが令和8年12月で運用を終了することから、現在、県から市町に対し各々の基幹システム等への移行が求められている。

市町の基幹システムへ移行する場合、新たな機能を追加することで追加の経費が発生することから、県においては、市町に新たな財政負担が生じることのないよう、事務委託の規約に基づき、必要な経費を負担すること。

- 10 PMH（Public Medical Hub）導入に向けた取組を進め、その効果を最大限得るためには医療機関等におけるシステム改修やカードリーダーの普及など末端の環境整備が不可欠であることから、国に対し引き続き医療機関等を対象としたシステム改修やカードリーダー増設に係る支援を行うよう働きかけること。

- 11 新型コロナウイルスのワクチン接種について、住民の自己負担額が過大となることで接種控えが生じることのないよう、来年度も接種費用に対する助成を継続するよう国に求めること。

- 12 県民の健康寿命の延伸と医療費抑制の両立を実現するためには、医療・介護・健診等の各種データの連携と活用が不可欠である。

については、関係機関等の広島医療情報ネットワーク（HMネット）への加入推進及び県民に対するHMカードの普及促進に取り組むとともに、疾病予防や生活機能の改善等のために積極的なデータの利活用を可能とするデジタルトランスフォーメーションの

実現を図ること。

- 13 医療分野ではデジタル技術を活用することによって、患者が自身の健康情報を把握することが可能となり、早期回復や予防医療に効果を発揮することが期待される。

については、健診結果や診断結果など患者に関するあらゆる情報のデジタル化を進めるために必要な環境整備に対する財政支援を行うこと。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 空き家の改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど、空き家所有者等への財政支援を行うこと。
 - (2) 中山間地域の町が公的に空き家を整備活用する場合には、国の事業と併せて活用できる県独自の支援制度を創設すること。
- 2 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、県や国において騒音測定器の設置に係る補助制度の創設を行うこと。
- 3 地域における移動手段の確保は最も重要な課題の一つとなっている。

については、地域の生活交通を維持するため、次の事項について積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

 - (1) 高齢者等の交通手段を確保・維持するため、町営バスの運行やデマンド型乗合タクシーの運行補助制度、タクシー利用者への助成制度を導入しているが、利用料金の負担軽減対策など町の財政的負担が大きいことから、県や国において地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置を講じること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の流行を契機に路線バス事業者の

経営が悪化し、路線の廃止等住民への影響が顕著となっている。

については、中山間地域の生活交通を維持するため、積極的な財政支援を行うとともに、国に対しても強く働きかけること。

(3) 広域的なバス路線のフィーダー化など地域公共交通の再編に伴い、運行補助負担額が大幅に増大することが予測されることから、フィーダー化されたバス路線等に対して、公共交通による移動を確保するための新たな補助制度を県において創設すること。

(4) 昨今の燃料費や人件費の上昇を受けて町営バスの運行経費は増加しているものの、高齢者の外出支援への配慮から安易に運賃を改定できない実情がある。

このため、広島県バス運行対策費等補助金のうち、「広島県市町等運行路線再編促進費補助金」に係る補助対象路線の要件（経常収益率 15%以上）については、基準を緩和するなど地域の実情に応じた運用を行うこと。

4 離島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。

(1) 日常生活航路は、通勤、通学や通院（特に人工透析等）など離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

(2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソリン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働きかけること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

5 地域の水環境を健全に保ち、良好な生活環境を維持するため、

合併処理浄化槽の普及を引き続き進めてゆく必要がある一方で、老朽化した合併処理浄化槽の修繕・更新を適切に進めてゆくことも重要であることから、修繕・更新に関して個人負担の軽減を目的とする補助制度を創設するよう国に働きかけること。

6 地方自治体が実施する下水道施設の改築更新事業について、必要な国費支援の継続及び補助対象範囲を各自治体の整備事情に配慮した内容となるよう補助対象範囲の拡充を国に働きかけること。

7 閉鎖性の強い広島湾奥部では、底泥に有機物が多く堆積し、牡蠣養殖など生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼしている。また、都市化が進んだ地域の河川では、水質汚濁による悪臭の発生が問題となっている。

については、石炭灰造粒物を活用した底質改善などにより港湾及び河川の環境改善を図ること。

8 西中国山地国定公園等の自然環境を保全し持続可能な利用を推進するため、町の施策と連携して、県において利用者負担（入域料の収受）の導入について検討を進めること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 公立、小・中学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、学校現場におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐配置に向け相談体制を整えるため、県費による配置を拡充すること。
- 2 人口減少が著しい中山間や離島といった条件不利地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも地域の将来に大きく影響する県立高等学校が今後も存続できるよう柔軟な対応をすること。
また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教員配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。
- 3 町内に立地する県立高等学校に通う生徒のための拠点施設である「黎明館」は、町において整備を行い、運営している。
今後も安定した運営を継続してゆくためにも、県立高等学校の活性化・魅力化に資する施設である「黎明館」の運営経費に対する助成制度を創設すること。
- 4 学校給食の安定した運営と栄養バランスのとれた食事の提供が今後も続けられるよう、物価高騰に伴う食材費等の価格上昇に対応した継続的な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備え、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金や補助金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても町が計画する各種事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 地域の課題解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 高規格道路及び主要な国道・県道の整備を「広島県道路整備計画 2021」に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備、沿道地域の騒音・振動対策、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備・改良を推進すること。
 - (2) 令和 10 年度末までの時限措置に延長された狭あい道路整備等促進事業について、災害に強いまちづくりを推進するため、財政支援を恒久化するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても事業が着実に推進できるよう配慮すること。
- 3 市街地域など沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、令和元年 10 月に事業認可された内容に基づき、着実に実施するとともに、関連事業に遅れが生じ

ないように事業の推進を図ること。

- 4 中国縦貫自動車道加計スマートインターチェンジの増設（フルインター化）に関連して実施するアクセス道整備事業については、令和5年9月29日付で締結した協定及び覚書に基づき、着実に実施すること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年頻繁に発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

- 1 平成30年7月豪雨は、県内市町に甚大な被害をもたらし、被災した市町においては、復旧・復興に全力で取り組んでいるところ、今後の新たな災害に備えるためにも、国・県の支援が不可欠であることから、次の事項について、引き続き万全の措置を講じること。
 - (1) 現在着工中の河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、治山施設整備等に係る事業の早期完了と未着手事業への早期着手
 - (2) 道路等公共土木施設災害復旧事業の推進
 - (3) 河川内及び砂防堰堤の堆積土及び立木等流路支障物の浚渫・除去
- 2 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画 2021」に基づく整備事業を推進するとともに、「河川内の堆積土等除去計画」については、現計画の確実な実施並びに対象となる河川及び区間の拡充を図ること。
- 3 令和6年度までの事業期間とされている緊急浚渫事業債については、今後も計画的に浚渫を実施する上で必要であることから、事業期間を令和7年度以降に延長するよう国に求めること。
- 4 流域治水は、事前防災対策として有効であり、国と地方公共団

体が一体的かつ計画的に事業を進めていく必要があることから、次の事項について国に働きかけるとともに県においても取組を推進すること。

- (1) 必要な財源の安定的な確保及び恒久的な財源の創設の検討
- (2) 特定都市河川流域における未整備区間の河川整備等促進
- (3) 国民に対する事前防災・流域治水の意義の周知

5 近年の気候変動に伴う降雨量の増大等を踏まえ、太田川流域の治水対策として令和6年度に新規事業化された太田川総合開発事業について、治水安全度の向上を早期に実現するため、関係市町と連携し国に対して事業の推進を働きかけること。

6 近年の気候変動による影響を踏まえ、想定し得る最大規模の高波、高潮による浸水被害を軽減するため、次の事項に係る事業を拡充するとともに、早期完了を図ること。

- (1) 河川河口部や海岸における高波・高潮対策
- (2) 港湾海岸や建設海岸における高潮対策及び海岸保全施設整備
- (3) 広島港港湾計画に基づく防波堤整備

7 社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）について、狭あいな道路の多い地区の避難路整備をはじめとした防災対策を着実に進められるよう、予算を十分に確保するよう国に働きかけること。

8 本格的なデジタル社会の到来を見据え、誰一人残さない防災・減災を実現するために必要不可欠であるネットワーク及びシステムの整備並びに観測データの利活用等を推進するため、次の事項について取り組むこと。

- (1) 避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者名簿等のデジタル化・システム化に特化した補助制度

を県や国において新たに創設すること。

- (2) 県が運用する「ひろしま防災チャットボットシステム」については、町が独自に運用する防災情報提供システムとの情報連携や動画ファイルの掲載が可能となるよう、仕様の改善を図ること。

- 9 少子高齢化・人口減少により地域の担い手が減少する中、地域防災力を維持・強化するため、消防団員の処遇改善や装備の充実等、活動環境の整備に係る支援を拡充するよう国に求めること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 水田活用の直接支払交付金については、生産現場の現状と課題を十分に把握したうえで、就農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながることをないよう、次の事項について国に働きかけること。

① 畑地化促進助成（事業）について、畑地転換後も経営の安定化及び耕作放棄地の発生防止を図るため、支援期間の延長等拡充

② 戦略作物助成の交付条件である5年間に一度の水張り条件及び畑地化促進助成（事業）に対応できない圃場に対する食料安全保障も踏まえた新たな畑作物支援並びに自給飼料確保等の牧草作付支援の拡充

③ 水張り（水稻作付）確認等現場の事務量増を踏まえた経営所得安定対策等推進事業に係る予算の十分な確保

(2) スマート農業の普及・推進のため、ひろしま型スマート農業推進事業（ひろしま型スマート農業プロジェクト）については、次年度以降も事業を継続し、データ、成果及び経営モデルの普及等の共有について自治体との連携を図るとともに、技術の普及に向けたアドバイザーの設置及び農業技術指導所との連携など支援体制の充実を図ること。

また、新たな「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づく支援策を整理したうえで市

町に対する情報提供を速やかに行うこと。

- (3) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに向け、基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業・農地中間管理機構関連農地整備事業）の早期完了を図るための予算確保を国に働きかけること。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち「省力化整備型」については、県が定める地域基準及び各実施要件（販売額20%以上向上または生産コスト20%以上削減等）に関する情報提供及び取組に係る支援を行うこと。

- (4) 担い手農家の安定的かつ持続的な経営を図り、中山間地域の農業を維持するため、中山間地域等直接支払制度の継続はもとより、平場と中山間地との所得格差の補償という制度の趣旨を踏まえ、令和7年度から始まる第6期対策に向けて近年の農業資材価格の高騰を考慮した基準単価の大幅な見直しや生産性向上加算等各種加算措置に係る予算額の十分な確保、高齢化が進む地域の実情に応じた事務手続のより一層の簡素化を国に働きかけること。

特に予算に関しては、加算措置に係る予算配分が十分でないため、所要額の確保を国に強く働きかけること。

- (5) 多面的機能支払交付金制度については、新たに認定された活動組織のみならず、再認定組織についても円滑な事業の実施が行えるよう引き続き十分な予算額及び交付税を措置するよう国に働きかけること。

さらに、近年の農業資材価格の高騰を考慮した基準単価の大幅な見直しや高齢化が進む地域の実情に応じた事務手続のより一層の簡素化、同じ日本型直接支払制度である「中山間地域等直接支払制度」も含めた制度の再構築等についてもあわせて国に働きかけること。

また、長寿命化事業については、適正な工事期間を確保する必要がある、さらに冬季の工事は積雪等の影響があることから、地

元の事業実施に支障を来さないよう、早期に交付額を確定すること。

- (6) 水田の雨水貯留機能を強化する「田んぼダム」は、流域治水の推進にあたり重要な取組であるため、財政支援の継続・強化を国に働きかけること。
- (7) 新規就農者育成総合対策事業の「経営発展支援事業」は、昨今の農業資材価格の高騰を踏まえ、今後も継続して実施する必要があるため、希望する認定新規就農者の全てが交付対象となるよう引き続き十分な予算額を確保すること。
- (8) 農地中間管理事業については、「借受農用地等リスト」の掲載基準を緩和するなど、より多くの貸付希望農用地等のマッチングが進むよう事業の充実を図ること。
- (9) 本県農産物のブランド化及び販路拡大については、広島県産応援登録制度により取組が進められているところ、就農者のさらなる経営安定・所得向上のため、県内外の有利販売先の開拓を推進するなど販路拡大に向けた支援に取り組むこと。

2 国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢の影響等による飼料価格の高止まりが畜産農家の経営のひっ迫を招いていることから、配合飼料価格安定制度については「新たな特例」による対策のみならず、同制度の抜本的見直しを図るとともに、国産飼料の生産基盤の確立など、畜産農家の安定経営に向けた対策を講じるよう国に求めること。

3 森林の有する公益的機能を持続的に発揮し、保全を図るため、次の事項について取り組むこと。

- (1) 森林環境譲与税の譲与基準については、森林を多く有する自治体への配分を手厚くする見直しが行われたところ、これらの自治体が森林整備を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、配分のあり方について引き続き検討す

るよう国に働きかけること。

- (2) 松くい虫等の森林病虫害被害に対する防除対策等関連施策を継続し、安定的に予算を確保するとともに、効果的な防除技術の導入に向けた取組を進めること。
- (3) ひろしまの森づくり事業については、人工林健全化（間伐）の実施要件『山腹傾斜 20 度以上かつ保全対象からの距離が 250m 未満の人工林』を撤廃すること。
- (4) 山林に接する道路では、管理が不十分な山林から道路への樹木のはみ出しや倒木が通行に支障をきたす事案が増加している。道路の安全確保のため、沿線樹木の事前伐採を進める必要があるところ、事前伐採の推進にあたっては、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）の里山林整備事業の活用が有効であることから、同事業の予算額を十分に確保すること。

4 抜本的な有害鳥獣対策を早急に進める必要があるため、次の事項について取り組むこと。

- (1) 実態調査、研究及び加害個体や被害の実態に応じた対策の継続
- (2) 戦略的鳥獣害対策技術構築事業の継続・推進による希望する全ての町における鳥獣害対策専任者に対する技術指導、集落等の被害対策に係る支援及び町と連携した広域捕獲の実施
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画に改定により指定管理鳥獣に追加されたツキノワグマの狩猟解禁に係る検討の継続及び解禁実現に向けた国への要望並びに被害防止対策に加え、有害捕獲等による頭数管理の計画への盛り込み
- (4) シカに対するくくりわな禁止区域の見直し
- (5) 有害鳥獣狩猟者の育成・確保に向けた狩猟者の負担軽減等支援策の拡充・強化

5 県営千代田工業・流通団地について、用地買収完了後未着手と

なっている第２期整備に早期に着手するよう事業を促進すること。

- 6 物価高騰等から地域産業とそこで働く人々の生活を守るためにも、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の確保・充実も含め、予備費の活用や今後の補正予算編成等により、切れ目のない雇用・経済対策を行うよう国に求めること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 西中国山地の山林など町内の豊かな地域資源を活用した新たな観光需要の取り込みにつなげるため、町内の県有林を活用したマウンテンバイク用のトレイルコースを整備するとともに、コースや周辺地域に関する情報発信等により地域の観光振興を支援すること。
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。
- 3 訪日外国人をはじめとする観光客がより快適に過ごせる環境を整えるため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) おもてなしトイレ整備事業補助金については、来年度も継続実施するとともに、補助金枠を拡充すること。また、採択にあたっては市町の整備計画に配慮すること。
 - (2) 落石等による破損や老朽化のため通行止めとなっている県有施設の遊歩道については、引き続き安全対策を実施するとともに、町や地元関係者と協議を進め早期に全線開通すること。
 - (3) 西中国山地国定公園内の看板については、多言語化などの整備を促進すること。また、利用者の多い登山道については、適宜修繕を実施すること。

4 特別名勝をはじめとした指定文化財を保存継承し、地域の魅力を広く発信し続けていくため、指定区域一帯における野生動植物の生態に関する学術調査を実施し、文化財保存活用計画を策定すること。

また、計画の策定にあたっては、住民・民間団体・県文化財部局・町関係部局などが連携して取り組む体制を構築すること。

5 道の駅の再整備は、新たな観光・産業振興の拠点として、また、防災拠点として町全体の活性化と住民の安全・安心に資する施設とすることを目指しており、道路管理者である県と一体的に進める必要がある。

については、再整備に係る取組について引き続き強力に支援すること。

6 広島神楽の継承と発展のため、本県を訪れる国内外観光客に対する神楽の認知度向上及び継続的な担い手確保につながる情報発信並びに県内のイベントや学校行事等における神楽団の公演機会の提供など、広島神楽の活動環境の充実に向けた支援を行うこと。

7 近年のインバウンド拡大施策の推進により我が国を訪れる外国人旅行者の回復が進んでいるものの、その多くは利便性の良い大都市圏や知名度の高い観光資源を有する自治体に集中している。

については、引き続き観光関連事業者の事業継続に向けた支援の拡充を図るとともに、市町と連携した持続可能な観光地域づくりや地方への誘客促進等に取り組むこと。